

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| No | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---------|--|---|
| ○銀行法施行令 | | |
| 1 | <p>結論</p> <p>銀行法施行令第5条第2項第2号と第3号を次のように改正することを提案します。 現第2号を削除。 現第3号を次のように修正した上、第3号とする。</p> <p>三 銀行がその営業所の休日として金融庁長官に届出をした日 あるいは、次善の策として、銀行法施行令第5条第2項第2号と第3号を次のように改正することを提案します。 貴庁提案の第2号の修正は維持。 貴庁提案の第3号の修正を破棄し現第3号を維持した上、第4号を追加する。</p> <p>四 前号のほか、銀行がその営業所（第2号に規定する営業所を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>理由</p> <p>令和4年7月の改正を経た現行の銀行法施行令第5条第2項第3号は、新設する営業所であれば、その営業所の種類を問わず、例えば本店でさえ、届出のみで休日を自由に設定することができるかと定めています。</p> <p>他方で、貴庁提案によれば、届出のみで休日を設定することが可能な営業所は、本店等の一部の営業所（おそらく銀行法施行規則第15条に委任されると思われる）に限定されることとなります。</p> <p>つまり、新設する営業所のうち、本店等の一部の営業所については、届出のみで休日を設定することができなくなる点で、規制が強化されることになると理解しています。</p> <p>この点、営業所を新設する場合、それが本店等の一部の営業所であっても、その営業所が設置されない場面と比べて、土日祝日、大みそか、正月三が日のほかに休日があっても顧客の利便性が損なわれることはありません（元々その営業所はないのだから）。</p> <p>そのため、営業所を新設する場合においては、その営業所が何であれ、届出のみで休日を設定できるとする現行の銀行法施行令第5条第2項第3号を改める必要性は何一つとしてないと考えられます（規制を強化する立法事実が理論上存在し得ないと考えます）。</p> | <p>本件改正は、関係業界団体からの要望等に対応するものであり、内容の検討にあたっては、関係業界団体の意見を考慮しつつ、本件政令の根拠規定である銀行法第15条第1項の趣旨を踏まえております。</p> <p>本件改正前は、平日に営業所の休日を設ける手続きとして、既存営業所については承認制が、新設営業所については届出制がとられていたところでした。これに対し、本件改正後は、本店、危機管理に関する事務等を統括する営業所（具体的な営業所の範囲につきましては、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について」（令和5年12月15日）をご参照下さい。）という限定的な営業所を除き、新設・既設を問わず届出により休日を設けることが可能となるものであり、規制が強化されるとのご懸念は当てはまらないものと考えます。</p> <p>また、本件改正後の銀行法施行令の施行前に届出により銀行等の営業所等の休日とされている日については、これが維持されるよう、必要な規定の整備を行っております。具体的には、改正施行令の附則をご覧ください。</p> <p>なお、いただきましたその他のコメントに関しましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>また、既存の本店等の一部の営業所につき届出のみで休日を追加できる対象から除外することについて、どのような立法事実があるのでしょうか。令和4年7月15日に結果が公表されたパブコメ番号2のとおり、営業所の廃止（毎日が休日）ですら届出のみで可能であり（銀行法第8条第1項）、それよりも顧客影響が小さい休日の追加を承認制とする必要性が不明であり、十分に明確な説明が必要だと考えます。</p> <p>なお、営業所（支店）の廃止にあたり必要な届出書の様式には、廃止予定日は廃止の日程を記載することになっていますが、法令上、一定期間の猶予が必要であるなどの規制は置かれていないものと理解しています。</p> <p>そのため、理論的に考えれば、上記結論の上の提案がベストと考えますが、次善の策として、せめて現行の銀行法施行令第5条第2項第3号は維持すべきであると考えます。</p> | |
| 2 | <p>2 昨年の銀行法施行令パブリックコメント結果（令和4年7月15日）において「営業所の休日に係る手続きのあり方については、今般の改正の実施状況等も踏まえ、引き続き検討してまいります」とご記載でしたが、昨年からの実施状況についてどのように把握され、今回の改正に至ったか、令第5条第2項第3号が適用されない「内閣府令で定める営業所」（令第5条第2項第2号）の範囲にも関わりますのでご教示いただけないでしょうか。</p> <p>令第5条第2項第3号について、「（前号に規定する営業所を除く。）」が追加されてしまうと、当該「前号に規定する営業所」については、「営業所を設置する際」の場合にも休日にできず、「規制強化」になってしまいます。現在の令第5条第2項第3号も、第4号に移すなどして、維持して下さることをご検討ください（規制強化をする立法事実がありますでしょうか）。</p> <p>また、万が一そのような第4号が設けられない場合でも、「前号に規定する営業所」であって、「営業所を設置する際」に届出をした営業所について、改正施行令施行後も、施行前に届出をした休日は維持されるような経過規定は設けていただけますでしょうか。</p> <p>令第9条第2項については、令第5条第2項第2号を、単に「銀行の内閣府令で定める営業所」とすることをご提案します。「本店」を記載しなければ、外国銀行支店に関する読み替えも不要となり、新旧もだいぶ減るので、資源にも優しいと思います。</p> | |

令第 16 条の 7 第 2 項第 1 号の「営業所等」(営業所又は事務所。令第 16 条の 7 第 2 項)につきまして、改めて考えますと、銀行代理業は「営業」なのに(法第 2 条第 14 項)、「営業所」ではない「事務所」ということはありえますでしょうか。「営業所」に修正することをご検討いただけないでしょうか。

勝手を申し上げて恐縮なのですが、今回、令第 5 条第 2 項第 3 号で比較的容易に銀行営業日を変更できるようになり、「銀行営業日」の意味があいまいとなってくると、実務の契約書(既存の契約書を含みます)における「銀行営業日」の定義が不明確になってしまわないかと憂慮しております。「銀行の休日」と直接は関係ないことを承知の上でお願いなのですが、「これがスタンダードな銀行の営業日だ」ということをうまく定義することをお願いできないでしょうか。